

2 手続編

第4章 許可申請の手続

4.1 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを図 2-1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図 2-2 に示しています。

許可申請を行う場合は、事前に窓口までご相談ください。

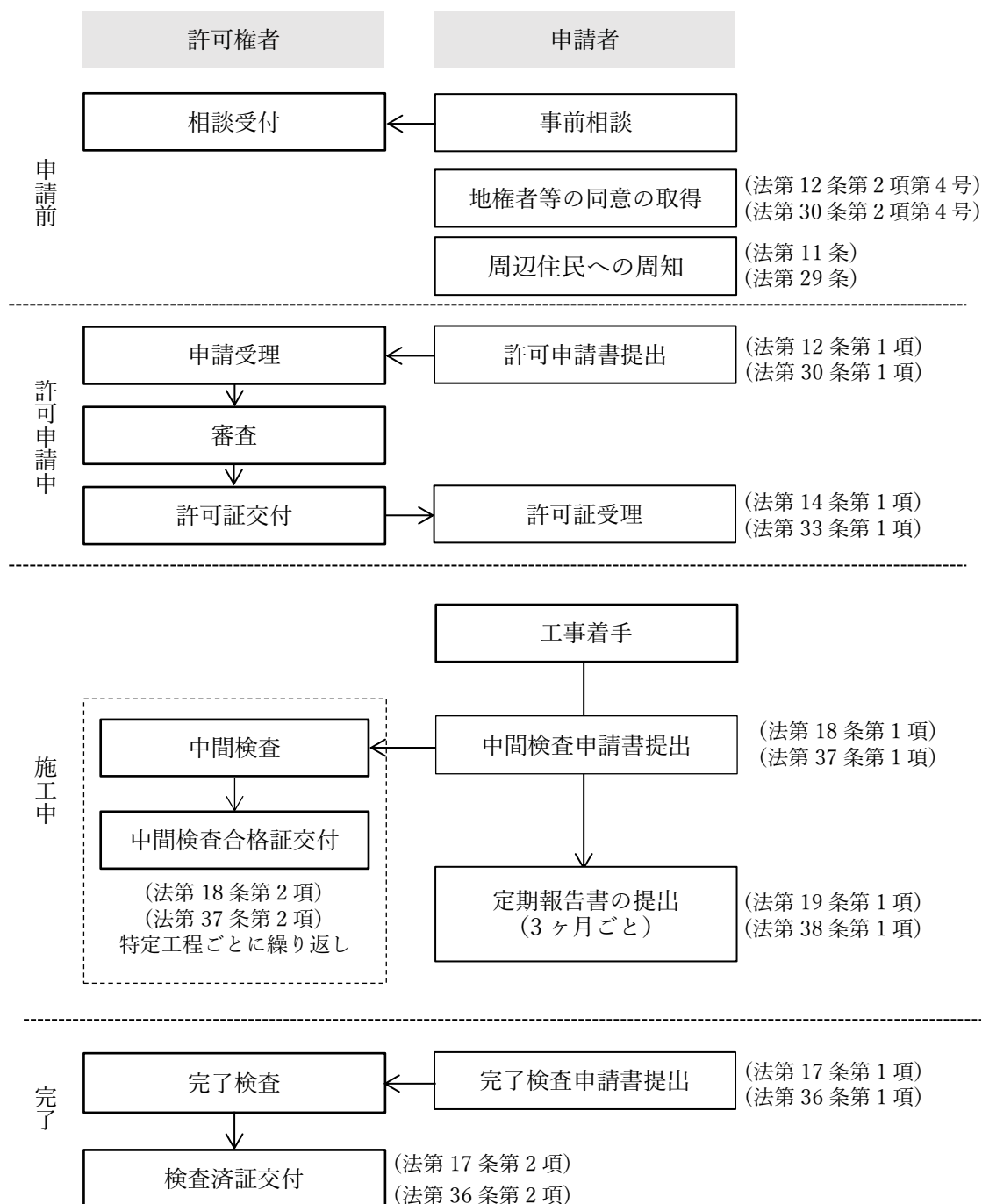


図 2-1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

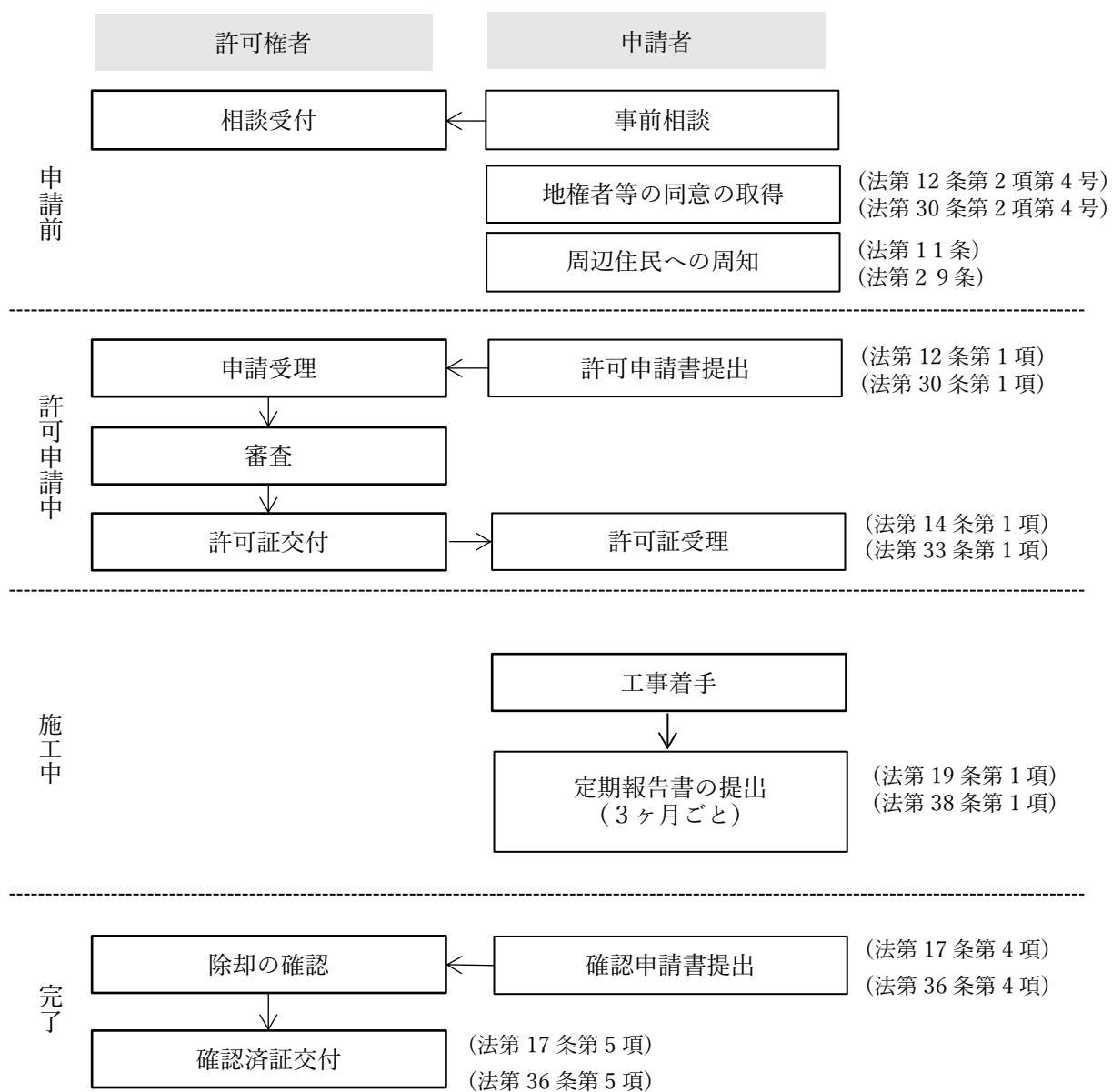


図 2-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は表 2-1 に示すとおりとしていますが、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

表 2-1 標準処理期間

事務		標準処理期間(日)
土地の形質変更	工事の許可	21
	工事の変更の許可	21
	工事の完了検査	14
	工事の中間検査	7
土石の堆積	工事の許可	14
	工事の変更の許可	14
	除却の確認	14
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項 又は第35条第1項の規定に適合していることを 証する書面の交付		7

4.3 許可申請の方法について

許可申請は、所定の様式に必要書類等を添付したものを提出することにより行います。紙による申請とし、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

申請書の提出先は高崎市開発指導課です。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（県市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類は表 2-2、図面は表 2-3 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書、印鑑証明書及び残高証明書は、取得から3か月以内のものを、融資証明書は金融機関が有効と定める期間以内のものを提出してください。

表 2-2 土地の形質変更または土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考
	形質変更	土石の堆積		
☐ 許可申請書	○	○	省令第7条1項、第63条1項	
☐ 擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第7条1項2号、第63条1項1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
☐ 法面の安定計算書	○		省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合
☐ 設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第7条1項5号、第63条1項1号	高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要
☐ 現地写真	○	○	省令第7条1項6号、第63条1項1号	2方向以上から撮影したもの
〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号	
〈共通〉 ☐ 資金計画書 ☐ 残高証明書又は融資証明書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票の写し 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 事業経歴書 〈盛土高さが10m以上の場合〉 ☐ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ☐ 最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書	○	○	省令第7条1項9号、12号、第63条1項1号、2号	
☐ 工事施工の同意書 ☐ 同意者の印鑑証明書	○	○	省令第7条1項10号、12号、第63条1項1号、2号	土石の堆積については、印鑑証明は不要
〈共通〉 ☐ 周知範囲が分かる位置図・断面図等 〈説明会開催の場合〉 ☐ 説明会開催報告書 〈書面配布の場合〉 ☐ 配布した書面 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ☐ 掲示場所が分かる位置図等 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 閲覧ページの写し、URL等	○	○	省令第7条1項11号、12号、第63条1項1号、2号	

〈工事施行者についての書類〉 ☐ 法人の登記簿謄本 ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業の許可証明書	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号、法第12条2項3号	登記簿謄本は発行後3か月以内のもの 事業経歴書は過去3年分
☐ 崖面崩壊防止施設の概要（設計根拠）	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	壁面崩壊防止施設を設置する場合
☐ 流量計算書	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 施工計画書	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号	工程、土砂運搬経路、土量計算、防災計画等
〈盛土等をする土地確認のための書類〉 ☐ 公図 ☐ 登記簿謄本	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 関係法令の許認可証の写し	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	高さ10m以上の盛土をする場合
☐ 委任状	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 土壌の汚染調査結果	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	高さ15m以上又は3000㎡以上の盛土をする場合に搬出元で調査を行う 土壌汚染対策法施行規則第31条に定める基準に適合していること
☐ 地盤調査報告書	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 三次元解析による安定性の検討資料 （検討の根拠となる資料全て含む） ※結果の妥当性を有識者に諮ること。	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	高さ15m以上の盛土をする場合

表 2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面

(高崎市) 必要書類			根拠規定	明示すべき事項	備考
	形質変更	土石の堆積			
☐ 位置図	○	○	省令第7条1項1号、第63条1項1号	方位、道路及び目標となる地物	
☐ 地形図	○	○	同上	方位、及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする
☐ 土地の平面図	○	○	同上	〈共通〉 方位及び土地の境界線、基準点、現況高、計画高、断面図の位置 〈形質変更の場合〉 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 〈土石の堆積の場合〉 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	〈形質変更の場合〉 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること 〈土石の堆積の場合〉 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
☐ 土地の断面図	○	○	同上	盛土又は切土をする前後の地盤面	
☐ 排水施設の平面図	○		同上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	

□崖の断面図	○		同上	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
□擁壁の断面図	○		同上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
□擁壁の展開図	○		同上	擁壁の寸法及び勾配、水抜穴の位置、完成高	
□擁壁の詳細図 （配筋図含む）	○		同上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
□崖面崩壊防止施設の断面図、展開図、詳細図	○		同上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面の高さ、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	
□求積図	○		省令第7条 1項12号、 第63条1項 2号	土地全体の面積及び盛土又は切土をする部分の面積	三斜法又は座標等による面積計算
□排水施設構造図	○		同上	方位、道路及び目標となる地物、排水施設の種類、材料、管径、勾配、延長、流下方向、放流口の位置、放流先の名称、構造、区域内の集水を示す流水の方向	

4.4 代理申請

代理の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られます。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。なお、盛土規制法における設計図書の作成においては、工事が一定の規模を超える場合、政令で定める資格を有するものが行う必要があります。詳細は「5.6 設計者の資格」を参照してください。

4.5 申請手数料等

申請に当たっては、高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例に定める手数料が必要です。

手数料の額は表 2-4、表 2-5、表 2-6 及び表 2-7 のとおりです。

表 2-4 許可申請手数料（土地の形質変更）

土地の形質変更		
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)		
	切土又は盛土をする土地の面積	手数料
	500m ² 以内のもの	1 件につき 15,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき 26,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき 36,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき 54,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき 64,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき 87,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき 137,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき 209,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき 327,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき 461,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	1 件につき 594,000 円
(2) 工事の変更の許可(法 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)		
	下記の通り。ただし、合計額が 594,000 円を超えるときは、594,000 円	
	項目	手数料
	切土又は盛土をする土地の面積が同じで、擁壁の高さなどの変更を行う場合	当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額
	切土又は盛土をする土地の面積が縮小する場合	縮小後の土地の面積に応じた許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額
	切土又は盛土をする土地の面積が増加する場合	当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額に、増加する土地の面積に応じた許可申請手数料額を加えた額
	その他の変更 (資金計画書、工事施工者のみの変更等)	11,000 円

表 2-5 許可申請手数料（土石の堆積）

土石の堆積				
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)				
	土石の堆積をする土地の面積		手数料	
	500 m ² 以内のもの		1 件につき	13,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの		1 件につき	16,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの		1 件につき	18,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの		1 件につき	21,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの		1 件につき	29,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの		1 件につき	32,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの		1 件につき	39,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの		1 件につき	52,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの		1 件につき	70,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの		1 件につき	103,000 円
	100,000 m ² を超えるもの		1 件につき	126,000 円
	(2)工事の変更の許可(法 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)			
	下記の通り。ただし、合計額が 126,000 円を超えるときは、126,000 円			
	項目		手数料	
	土石の堆積をする土地の面積が同じで、流出防止措置などの変更を行う場合		当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額	
	土石の堆積をする土地の面積が縮小する場合		縮小後の土地の面積に応じた許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額	
	土石の堆積をする土地の面積が増加する場合		当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額に、増加する土地の面積に応じた許可申請手数料額を加えた額	
	その他の変更 (資金計画書、工事施工者のみの変更等)		11,000 円	

表 2-6 中間検査手数料（土地の形質変更）

土地の形質変更			
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)			
	土石の堆積をする土地の面積		手数料
	3,000 m ² 以内のもの		1 件につき 4,000 円
	3,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの		1 件につき 6,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの		1 件につき 11,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの		1 件につき 19,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの		1 件につき 32,000 円
	100,000 m ² を超えるもの		1 件につき 45,000 円

表 2-7 その他の手数料

その他の手続			
	項目	手数料	
	法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付(省令第 88 条)	1 通につき	4,300 円

4.6 許可又は不許可の通知

【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することとはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

補足：工事着手とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場にて設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点を言います。

4.7 許可情報の公表

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

解説

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表します。

高崎市では、省令で定められている事項を HP で公表します。

第5章 許可基準

5.1 住民への周知

【法律】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【細則】

(住民への周知に係る説明会)

第四条 法第11条の宅地造成等に関する工事又は法第29条の特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事であって次に掲げるものの施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、省令第6条第1号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの
- (2) 盛土又は切土の高さが15メートルを超えるもの
- (3) その他市長が必要と認める盛土又は切土

解説

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

審査基準

周知方法ごとに許可申請書に添付する書類により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認します。

[周知の方法]

次のいずれかの方法により行ってください。ただし、高さ15m超の盛土又は切土をする場合、若しくは面積が3,000㎡超の盛土又は切土をする場合は①による周知を必須とします。

上記に当てはまらない場合でも、市長が必要と認めた場合には①による説明会が必須となるこ

とがあります。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページ（工事主が用意したもの）への掲載

補足：住民とは、生活の拠点としている者を指しており、単に土地を所有しているだけの者は住民に含まれません。

[周知内容]

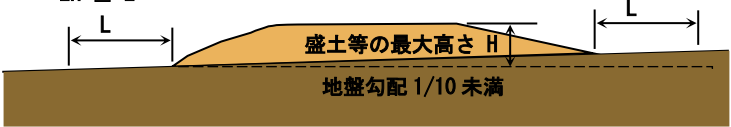
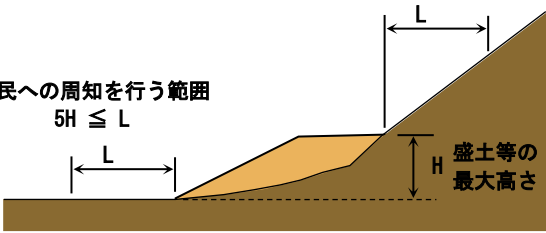
少なくとも以下の内容について周知を行うこと。

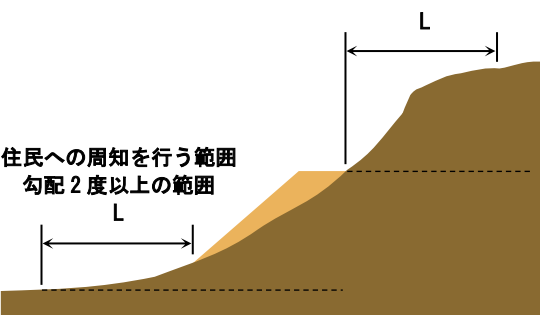
- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

[周知範囲]

表 2-8 に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行ってください。

表 2-8 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
平地盛土 切土 土石の堆積	○盛土等の境界から少なくとも水平距離2Hまでの範囲 住民への周知を行う範囲 $2H \leq L$  盛土等の最大高さ H 地盤勾配 1/10 未満
腹付け盛土	○盛土等の境界から少なくとも水平距離5Hまでの範囲 住民への周知を行う範囲 $5H \leq L$  盛土等の最大高さ H

①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土 ③谷埋め盛土 ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（上流も同じ距離をとる） ○下記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 
---	---

補足：平地盛土とは、勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。

腹付け盛土とは、勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。

谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。

5.2 技術的基準への適合

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

解説

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。市では、政令での規定に加えて細則に基づく技術的基準の強化・付加等を行っています。

技術的基準の詳細は、設計編及び施工編を参照してください。

表 2-9 政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

表 2-10 細則に規定する技術的基準

細則	技術的基準
第 11 条	擁壁等の設置に代わる措置
第 12 条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準

5.3 資力・信用

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【細則】

(許可の申請)

第六条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げるものについては宅地造成又は特定盛土等に関する工事である場合に限り、第4号に掲げるものについては盛土又は切土であって、当該盛土又は切土を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの及び盛土又は切土の高さが15メートルを超えるものである場合に限る。

(1) 略

(2) 工事主の資力及び信用に関する書類

(3)、(4)、(5) 略

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

審査基準

表 2-11 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-11 資力及び信用を確認するための資料

工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 ☐ 住民票の写し ☐ 残高証明又は融資証明	☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 事業経歴書 ☐ 残高証明又は融資証明 ☐ その他

補足：暴力団等に該当しないことの誓約書及び事業経歴書は本手引きで参考様式を定めています。

5.4 工事施行者の能力

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

審査基準

法人の場合は、①法人の登記証明書（登記簿謄本）、②事業経歴書、③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書により、工事施行者に工事を完遂することができる能力があることを確認します。

個人の場合は、工事施行者の事業経歴や申請しようとする工事の規模、内容等を考慮して判断します。

表 2-12 工事の内容と合致する建設業許可の種類

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 (例) 盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木工事一式
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事 であって、複数の専門工事を含む工事 (例) 新築に伴う盛土・切土工事	建築工事一式
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

5.5 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【細則】

(許可の申請)

第六条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げるものについては宅地造成又は特定盛土等に関する工事である場合に限り、第4号に掲げるものについては盛土又は切土であって、当該盛土又は切土を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの及び盛土又は切土の高さが15メートルを超えるものである場合に限る。

(1) 盛土又は切土に係る土地の登記事項証明書及び公図

(2) 略

(3) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号に規定する同意をした者の印鑑証明書

(4)、(5) 略

解説

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

審査基準

工事をしようとする土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、①公図の写し②土地の登記事項証明書③各権利者の同意書④各権利者の印鑑証明書を提出（土地の形質変更の場合のみ）する方法により確認します。所有権の登記がある土地については、当該所有権者の同意書を必ず提出してください。所有権の登記がない土地については、現に当該土地を所有している者の同意書を必ず提出してください。

当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付することで差し支えありません。

[同意を必要とする権利者]

土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権及び使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有するもの。

補足：工事施工の同意書は本手引きで参考様式を定めています。

5.6 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第 1005 号】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和 37 年 3 月 29 日)

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に

関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
二 技術士法(昭和三十二年法律第二百二十四号)による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの
五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

解説

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。

[一定の資格が必要な工事]

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

審査基準

表 2-13 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 2-13 設計者の資格

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
技術士(建設部門)	☐ 技術士の資格証明書
一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書

補足：実務経験証明書は本手引きで参考様式を定めています。

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

解説

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りです。

市では、土石の堆積に関する工事の期間を許可の日から最長5年として運用します。

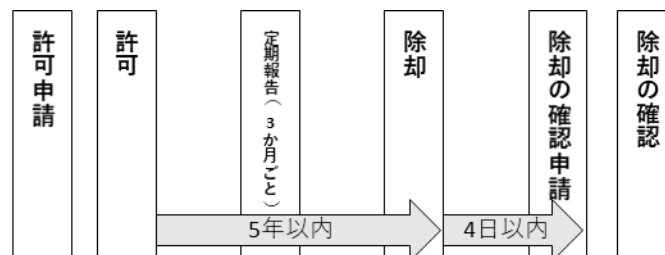


図 2-3 期間の考え方

許可の日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

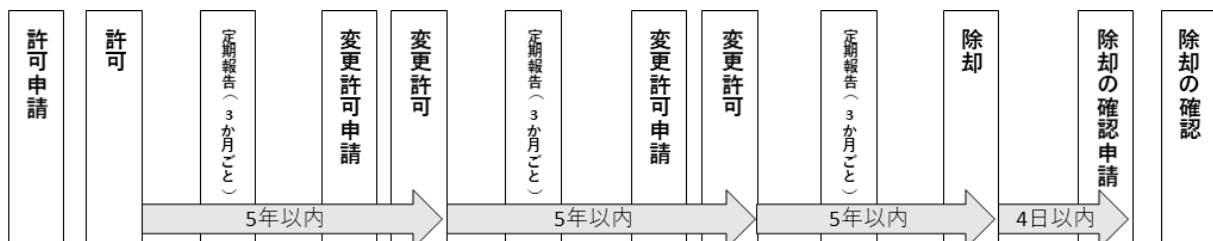


図 2-4 変更許可を行う場合

第6章 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第八十四条で同様に規定

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出してください。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（県市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

[土地の形質変更に関する工事の届出]

- ・ 届出書に表 2-14 に記載の図面等を添付して提出してください。

- ・ 次の①から⑤に該当する規模の工事である場合は、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- ① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m²を超えるもの

表 2-14 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	・ 縮尺 (1/10,000以上) ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	
地形図	・ 縮尺 (1/2,500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・ 縮尺 (1/2,500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖 ・ 擁壁 ・ 崖面崩壊防止施設 ・ 排水施設 ・ 地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	
現地写真	2箇所以上から撮影	上記①～⑤に該当する場合

[土石の堆積に関する工事の届出]

- ・ 届出書に表 2-15 に記載の図面等を添付して提出してください。
- ・ 次の①又は②に該当する規模の工事である場合は、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- ① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500m²を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000m²を超えるもの

表 2-15 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	・ 縮尺 (1/10,000以上) ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	
地形図	・ 縮尺 (1/2,500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・ 縮尺 (1/500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 作業構台等 ・ 空地の位置 ・ 柵等の位置 ・ 排水施設 ・ 土砂の流出防止措置	
現地写真	2箇所以上から撮影	上記①、②に該当する場合

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに届出書を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。

[届出が必要な工事]

- ① 高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書を提出してください。

転用した日とは、登記簿の地目変更日ではなく、現況の変更を行うための工事に着手した日とします。

公共施設用地の考え方は「1.2.1宅地」を参照してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。